

連結散水設備の設置に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、連結散水設備の設置及び維持に関し、消防法施行令(昭和47年政令第5号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和47年自治省令第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(散水方式)

第2 湿式配管方式とし閉鎖型ヘッドを用いること。

(散水ヘッド)

第3 散水ヘッドは、次によるものとする。

- (1) 閉鎖型ヘッドは、規則30条の3第1号へに基づく告示基準が定められるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド(「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和40年自治省令第2号)に定める標準型スプリンクラーヘッド(小区画型ヘッドを除く。))で、感度種別は2種のものを用いること。
- (2) 規則第30条の2第1号から第5号に定めるもの(散水ヘッドを設けなくてもよい部分)のうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	便所、浴室	洗面室、シャワー室
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、 中央管理室
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5号	エレベーターの昇降路、 リネンシュート、パイプダクト	吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、 ダムウォーターの昇降路

(3) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第30条の3第1号及びスプリンクラー設備の標準型ヘッドの設置方法によるほか、次によること。

- ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。
- イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

(配管)

第4 連結散水設備の配管は当該設備専用のものとし、屋内消火栓設備に準ずるほか、次によること。

- (1) 放水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。
- (2) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

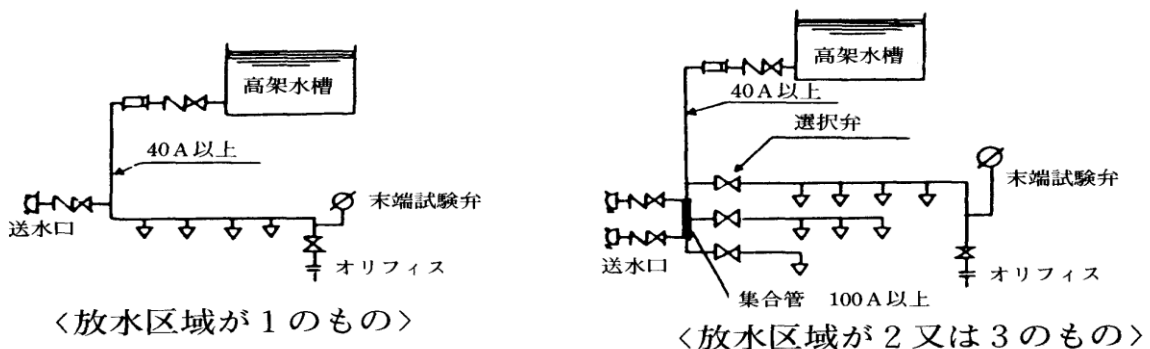
散水ヘッドの取付個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管口径(A)	25	25	32	40	50	65

(3) 放水区域は、次により設けること。

- ア 放水区域の末端には、スプリンクラー設備に準じて末端試験弁を設けること。
- イ 放水区域が2以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁（常時開）を設けること。
- ウ 高架水槽等へ40A以上の配管で連結すること。
- エ 集合管の配管口径は、100A以上とすること。
- オ 放水区域に対する送水口の数、次表によること。

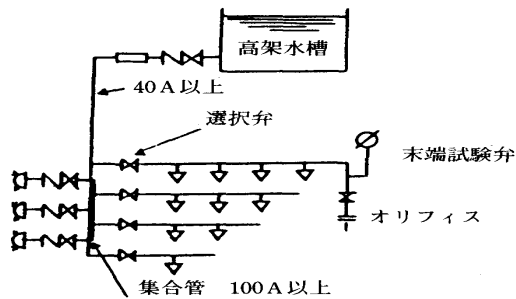
放水区域	1	2	3	4	5以上
送水口(双口)	1	2	2	3	放水区域の1/2以上 最大5

カ 配管系統及び送水口は、第1図から第3図の例によること。



第1図

第2図



〈放水区域が4以上のもの〉

第3図

(送水口)

第5 送水口は、スプリンクラー設備に準ずるほか、次によること。

- (1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (2) 送水口又は、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各放水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より適用する。